

Box 1:3

Ikeda family

correspondence and essays in Japanese

[ca. 1920-1950]

2002/353

淨土教源抄

①

世を至るや廻向一たまる。彼のあはせんとす。影をくわし  
而して此のや得て不退轉に候す。是れは佛の教を  
聞きて善く欲を断絶し乃至忘世の上を知る。一其  
は大利也。佛の教をよみて善く候ふ徳を具足す。  
再の如くも教を信じて運の空しく道にたづねて  
に功徳なきは其の甚しき也。  
乃至云々此の如くも心行を獲得す。時節を延促に就  
上と下を辨し兼おて申す。其  
候は云々陰疑獲徳の非力。極遠内偏の真往長生不死。  
如術哉徳元大の伴僧也。

六二 聖言明方は知也。其如正法も此の如く  
細心の行を修めれば即ち大業正定の聚に候す。正定聚は  
候ふ。候ふは常來即大涅槃。一この如くも善法  
身に事竟る身印候候。即ち實相の法也。即  
其如即ち如

六三 必く氣上情懷を多き。此は三有善法の候。情  
情字を尋むる老耄の願。かには一如性要の正身現  
代を免る。此の如くも小は老の損。損を免る。是れ  
覺の徳也。得。法無復念候。疑はす。

六四 功徳成就の凡そ人信の願。一其の如くも  
死に候。思時。其の証知も必く善法。善法は正法也。諸有  
の衆は此の如くも水に化す。

六五 至心は即ち種種真実。其の如くも南無の如くも  
信。佛は即ち此の如くも南無の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも

六六 願心は即ち種種真実。其の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも

六七 願心は即ち種種真実。其の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも

六八 願心は即ち種種真実。其の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも  
南無の如くも南無の如くも南無の如くも南無の如くも



○ 是れを要すべし 出づるは定むるを信ずるは

如きもの出づるに到りぬるは信ずるの時既に是れを信ずるは

移るるを信ずるべし 只如きもの信ずるを信ずるは

この信ずるの信を信ずるは信ずるの信を信ずるは

信ずるの信を信ずるは信ずるの信を信ずるは









(八四) 屋敷の... 神の... 御命  
の... 御命  
清和の... (四五) 佛は... 神明佛  
無... 神の... 表... 業

... 神の... 御命  
... 御命  
... 御命











其右程を多岐に家とて再あるを中來成化とて其自身成佛

其心是仙とていふ

(九三) 理簡を以て中とてその上にてその修持を志せし者なり

程に如修を志しり只文を修補せしけりは遠因とある

七古に成仙の因とは華遊の程

有言宗 (九三九) 胎藏界には七百五箇を別思には五百箇

の信より蒙るの心中に歷然たり然れども蒙る感障に

さへ此この道程を知りたるか之密の親行を修すれば

有の仙性を現ゆりたり、其形より身成仙を業とて

當多子の女祖龍樹菩薩は十二に十住毘婆塞境に念佛を

此の道に化地の要平とす

佛の宗は前外別行にて文字を志す下直人心見化感

以の修心なり、この心も化無任なるを稱するを稱修

若し修修し心のも別を志れば空寂の現現なるを証據

とす、其証據の存を見れば成化とす、

九三九 存は人の高せしむるを付ゆり

九四〇 存は人の高せしむるを付ゆり

九四一 存は人の高せしむるを付ゆり

九四二 存は人の高せしむるを付ゆり

九四三 存は人の高せしむるを付ゆり

九四四 存は人の高せしむるを付ゆり

九四五 存は人の高せしむるを付ゆり

九四六 存は人の高せしむるを付ゆり

九四七 存は人の高せしむるを付ゆり

九四八 存は人の高せしむるを付ゆり

九四九 存は人の高せしむるを付ゆり

九五〇 存は人の高せしむるを付ゆり

て法華宗と云う所の如きの事目なりと此を以て信用す  
た其意再々を論つ事と云ふは川が分れ行方各法華を毀謗  
する如くに似供の機約として所修の念無き善業とす

(九六) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九六六) 法花は公公平の法親縁に僅に百の説ありも法花の  
序の終りにあり之を説き短連ある夫へは方等部は屬し  
て毎前の法を再興する也

(九六七) 法花は公公平の法親縁に僅に百の説ありも法花の  
序の終りにあり之を説き短連ある夫へは方等部は屬し  
て毎前の法を再興する也

其を御宗の文と云ふは其の如くを以て出せしむるは其の  
序の終りにあり之を説き短連ある夫へは方等部は屬し  
て毎前の法を再興する也

(九七) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七二) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七三) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七四) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七五) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七六) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七七) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七八) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九七九) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か

(九八〇) 親縁と法花と同様の説を爾等の船に據りてかきり親  
縁法花同様の説を善見張といひ運船者等の舟に付明か



# 信濃商會株式會社定款及細則

## 第一章 定款 總則

第一條 本會社は信濃商會と稱す。

第二條 本會社の本店を北条郡小川町に置く。

第三條 本會社の組織たる目的は右の如し。

一、凡この食料品特に麵類の製造並に其の原料の賣

買、輸出入、貯蔵、貯藏業を営む。

二、第一の目的を遂行するに必要なる住宅、商業用の土地、家

屋を賃借し、又は之を抵当として商取引を爲し、其上に

適當なる家屋を建築し、之を管理修繕し、又は擴大

改良等を行ふ、且つ内部を適當に裝飾し、設備して

會議室、接待室、事務所、商業用を備用す。

三、凡この株券、公債証券、擔保品及び他會社の社債等

を應心買取り、契約し、高買し、保有し、利用し、譲渡

し、所有し、抵当とし、交換し、又は他會社の債券、擔保

品等に対しては自然人が所有者たる有すると同等の

權利、特權、投票權等を行使するものとす。

四、本會社の社債券を購入し、保有し、質入取り、又は再発

行するものとす。

五、本會社の株式を對して抵当とし、又は委任証券等に

依りて得たる債券を發行す。

六、本會社の役員會を以て主要なる目的を爲すに必要あり  
便利の爲り、補助と爲り、附帶する業ありと認めたる新  
の各種の私有財産を賣買取引を爲し、又た住宅及び  
商業上に用ゐる土地家屋を貸借し、又たこれの合法的  
商業に従事す。

第七條、本會社の存続期限を滿五十年とする。

第八條、本會社の印字は四角形とし其の右側に The Shinnano

Company, Incorporated, Yamanashi, 5/1923 五五五五五  
とありあるものとする。

第九條、本會社の定款は資本貳拾万圓とし、之を四千株  
に分ち其の一株を資本貳拾圓とする。

第十條、本會社の株券様式は役員會又は其の指摺り  
を以て考案せられ、社長が署名し書記が副署する  
ものとし之を交附の目附、番号、株数及び發行せられたる  
株主の姓名を記入せられたるものとする。株券用紙の控は株  
券と同様とする目附、番号、株数及び株主の姓名を控へ  
するものとする。

第十一條、本會社の株券は何時までも其の持主又は合法的代  
理人の裏書きを以て他人に譲渡し得るを得。但し譲  
渡したる株券は本會社が還本を以て其の書記を以て  
其の買主の手續を完了したるまで其の効力を有し  
ないものとする。

第十二條、本會社の株券は新株券の發行するに際し  
譲渡したるものも書記は其の條を以てしたる株券を以て  
して保書のするものとする。若し株券が紛失又は破損せ  
る場合は其の持主が法規に準じて新株券の發行を指  
定するものとする。

第十三條、本會社の定款は株主總會の前十日又は株券限  
日を以てして株券の價額を交付せしめるものとする。

第10条 本會社は取締役五名を置き、拾株以上の株式を有する株主中より<sup>株主</sup>株主總會より之を投票を以て擇ぶ。其任期は壹ヶ年とする。而して其任務は當選後より次期の後編者成する迄之を果すものとす。

第11条 取締役の欠員を生じたる時は残りの取締役は之を補充し其の任期は次の定期總會迄とする。

第12条 本會社は社長一名、副社長一名、會計一名、書記一名を置き之を取締役の互擧げとし、但し書記は會計は社長を除く外他の役員を兼任するを得。

第13条 取締役は、臨時社員(臨時株主總會を召集し、大の権限を有す)

1. 何時でも臨時株主總會を召集し、又左様式之三の二以上を有する株主の請求に依り之を召集す。

2. 取締役は取締役以外の役員、代理人、其他の用人を僱用し、其の報酬を決定するを得。

3. 前項の命令は並に本會社の定款細則に抵触せざる範囲内にて之を爲すに必要なる内規を制定するを得。

4. 前項の経営に必要なる債、借を爲すを得。但し其金額及び期限を役員層の記録に記入するを要す。

5. 前項の約定書には社長及び書記が公印を捺すものとする。

第14条 取締役は其の委託のあるものあり、取締役の記録を保管し、本會社の財政、及び債、借の管理状態を調査する詳細なる報告書を作成し之を定期株主總會に於て説明するものあり。

2. 取締役は其の利益を以て認めざる場合に利益配当の率を決定するものあり。

3. 役員、代理人、其他の用人を僱用し其作業が適當なるを監督し其監督を監督するものあり。

4. 取締役は其の役員を以て社長以下の役員を互擧げし、社長たる時は副社長を以て代り、副社長たる時は他の取締役をして其任を爲すものあり。

5. 取締役は其の役員を以て社長以下の役員を互擧げし、社長たる時は副社長を以て代り、副社長たる時は他の取締役をして其任を爲すものあり。

6. 取締役は其の役員を以て社長以下の役員を互擧げし、社長たる時は副社長を以て代り、副社長たる時は他の取締役をして其任を爲すものあり。

7. 取締役は其の役員を以て社長以下の役員を互擧げし、社長たる時は副社長を以て代り、副社長たる時は他の取締役をして其任を爲すものあり。

44 第四條 社長は次の権限を行使するものとする。

1. 役員会及び株主總會の議長となる。
2. 凡そこの株券、契約書、及び其他凡そ役員会の承認したる文書に社長として署名するもの。
3. 必要と認めたる場合に役員会を召集し、又は役員会の意見を求めたる社務を統轄す。
4. 社長、副社長、書記若しくは其の一人は本會社の商取引上必要ある書類には役員会の承認を待たずして署名するものを得。
5. 社長若しくは他の二名の取締役は何時かその役員会を召集するものを得。而して開會の通知は右取締役の現住所へ文書を送りてするものとする。勿論各役員は当然に同様に斯る文書を受取るべきである所を記録簿に記載するを要す。尚ほ斯る通知は本會社の記録簿に記載し、同時に他り之を通知する疑義を決定するの証拠とするもの。

45 第五條 書記は次の事務を掌するものとする。

1. 役員会、株主の行動を司る記録を保管す。
2. 本會社の印章、及び本會社の株券用紙の捺印を保管し、株券の發行及び譲渡の記録を制作す。
3. 本會社の株券の副署の上記捺印、本會社の印章を

捺す、且つ其他捺印を要する文書に捺印するもの。

4、会計簿を保管す、会計簿向つて振出されたる銀行手形  
を副署す。其他取締役が依つて指定されたる事務を

兼すものとする。

5、如印の肩に法律並に中居社の定款細則に依つて必要と  
する凡ての通知状を發するものとする。若し書記が總撰  
又は其他の事務に依り其職を兼する時は社長又は  
副社長が中居社に依り何人か之を行ふものとする。

第拾一條 會計は中居社の金銭出納を掌り、支拂は  
必ず社長の署名と書記又は他の取締役の副署ある銀行  
手形を以てするものとする。

第拾二條 取締役及び株主の投票を關する帳簿及び第  
四條の營業の簿を以て何れもその後より若しくは株主  
の投票を關するものとする。

第拾三條 中居社 集會

第拾四條 中居社の集會は開する規定は次の如し。

1、中居社の定期株主總會は毎年 月第 日 曜 日午

後 時より中居社に於て開催す。總會を開催す

る時は取締役の指定する庶務が發行する一二の新聞に

多くとも開會前十日乃至廣告するが若しくは社長の署名

し左右の通知状を開會前十日前に株主本人に接し後

か又は郵送するものとする。



書記は凡ての通知状を其株主の代理者へ郵送すべし。  
第拾九條 右令の定期集會日がある一公定休業日を  
時又は次の営業日へ順延するものとする。

第廿條 凡ての集會は凡て各株主は本人又は代  
理者より爲ししかるが如く規定の集會に其の所有  
する株式の投票権を有す。但し斯の代理  
者は合法的の委任状を其代理者に提示するを要す。

第廿四條 利益配当

第廿四條 右令の社の利益配当は取締役が其の  
指定される時則ち社に於て右社の剰余金ありて  
亦すも決定するものとす。但し取締役は剰余  
金の引を準備金に。引を所有物の消耗  
改修費等に控除したる後亦れば株主への配当  
金等をも決定する時は之を以てし。而して其等を  
控除したる後に剰余金の引を株主に配当し  
尚ほ剰余金を有する時は之を特別積立金とする。



推薦狀

今般本會總會ノ決議ニ依リ貴氏ヲ以  
テ本年度本會學務委員ニ推薦仕候間  
何卒本會ノ爲メ御盡力被下度右御依  
賴申上候也

大正拾三年 一月廿七日

王府佛教會



池田貫道殿

推薦狀

今般本會總會ノ決議ニ依リ貴氏ヲ以  
テ本年度本會 役員ニ推薦仕候間  
何卒本會ノ爲メ御盡力被下度右御依  
賴申上候也

大正拾三年一月十三日

王府



池田貫道殿

契約書

一、地田貫道ヲ甲トシ

一、有馬時用ヲ乙トス

一、甲ト乙トカ尤ノ條件ニテ契約ヲ支

一、甲ノ住宅ノ *Property* 乙ニ尤ノ條件

ヲ以テ永借ノ契約ヲナス

一、期限ハ若干年トス但シ甲カ或理由

ノ為メ住宅ヲ等々名ニ借家毎ハ

釐波ノ指合ニハ借受人ニ本契約

ヲ遵守セシムルコト

一、借家料ハ一月毎金若干トス

甲カ此米許諾印刷料左寫持印ト

相殺スルモノトス

但シ甲カ定期利以上ノ部数ヲ支

行スル場合ニハ右回互許ノ割ニ

乙ノ乙ニ支料ヲモトス

昭和五年八月一日

加納重三郎 印 七 街ニ五五番

乙 甲

池田貫道  
有馬時用

~~assigned to  
General Publishing Corp.  
[Signature]~~

推薦狀

今般本會總會ノ決議ニ依リ貴氏ヲ以  
テ本年度本會會堂購入委員ニ推薦仕候間  
何卒本會ノ爲メ御盡力被下度右御依  
賴申上候也

大正拾貳年貳月十八日

王府佛教



池田貫道殿



大正九年冬月拾六日

王府日本人會

會長 矢幡富藏



池田貫道殿

謹啓

陳ハ去月中西國寒月流行の礎本會施設  
の臨時収容所の為に身も挺し其の難局に  
當り我等の目的も一遺憾なかりしめたる  
貴下の御盡力に對し謝するに辭なき  
茲に金壹封也贈呈仕り感謝の微衷を  
表し申候御受納被下候に幸甚

敬具

**SUPPLEMENTAL INTERNATIONAL ADVICE**

To be filled in by the remitter in his own writing and, if possible, in the language of the country of payment

Must be used for all orders on Greece, the Kingdom of Yugoslavia, and China; and for orders on, or through, Japan, when the remitter and payee are Asiatics

Please pay the amount to

Sirvase Vd pagar el importe á

Ποδάε nazwisko osoby której suma ma byé wyplacona

Der Betrag soll bezahlt werden an

Beloppet skall utbetalas til

Molim novac isplatite g

Молим новац исплатите г

匯金人及受取人之姓名及地址等項請寫明  
 勿以行認爲可也

匯金受取人之姓名及地址等項請寫明

Γράψατε εύκρινώς Ἑλληνιστί τήν ἐν Ἑλλάδι  
 διεύθυνσιν τοῦ παραλήπτου ὡς καί τὸ ἀληθινόν  
 ὄνομα καί τὸ παρωνόμα του ὅπως εἶναι γνωστόν ἐν  
 Ἑλλάδι. (Ὅχι ὅπως γνωρίζεται ἐν Ἀμερικῇ.)

NUMBER OF ORDER

M. O. B. STAMP

(Signature)

Remitter.  
 Remitente.  
 Absender.  
 Afsenderen.  
 Posiljalac.  
 'Ο' Αποστολεὺς.

Should the issuing postmaster be in doubt as to the particulars of an application, this supplemental form is to be used in addition to the advice. It does not, however, absolve the issuing clerk from copying on the latter document as legibly as possible every particular relating to the payee which is given by the remitter in his application.

It is essential that the address of the payee be correct, and that no part thereof be omitted. Localities in foreign countries are, as a rule, described in greater detail than is the custom in this country, and the issuing clerk should make every effort to obtain such addresses in full. It is also advisable to include the occupation of the payee.

This supplemental slip is to be attached to the original advice.

$388.45 / 100,000 (2.6)$   
 $100,000 - 30\% = 70,000$   
 $70,000 \times 2.6 = 182,000$   
 $182,000 - 10,000 = 172,000$   
 $172,000 / 100,000 = 1.72$   
 $1.72 \times 100,000 = 172,000$   
 $172,000 - 10,000 = 162,000$   
 $162,000 / 100,000 = 1.62$   
 $1.62 \times 100,000 = 162,000$   
 $162,000 - 10,000 = 152,000$   
 $152,000 / 100,000 = 1.52$   
 $1.52 \times 100,000 = 152,000$   
 $152,000 - 10,000 = 142,000$   
 $142,000 / 100,000 = 1.42$   
 $1.42 \times 100,000 = 142,000$   
 $142,000 - 10,000 = 132,000$   
 $132,000 / 100,000 = 1.32$   
 $1.32 \times 100,000 = 132,000$   
 $132,000 - 10,000 = 122,000$   
 $122,000 / 100,000 = 1.22$   
 $1.22 \times 100,000 = 122,000$   
 $122,000 - 10,000 = 112,000$   
 $112,000 / 100,000 = 1.12$   
 $1.12 \times 100,000 = 112,000$   
 $112,000 - 10,000 = 102,000$   
 $102,000 / 100,000 = 1.02$   
 $1.02 \times 100,000 = 102,000$   
 $102,000 - 10,000 = 92,000$   
 $92,000 / 100,000 = 0.92$   
 $0.92 \times 100,000 = 92,000$   
 $92,000 - 10,000 = 82,000$   
 $82,000 / 100,000 = 0.82$   
 $0.82 \times 100,000 = 82,000$   
 $82,000 - 10,000 = 72,000$   
 $72,000 / 100,000 = 0.72$   
 $0.72 \times 100,000 = 72,000$   
 $72,000 - 10,000 = 62,000$   
 $62,000 / 100,000 = 0.62$   
 $0.62 \times 100,000 = 62,000$   
 $62,000 - 10,000 = 52,000$   
 $52,000 / 100,000 = 0.52$   
 $0.52 \times 100,000 = 52,000$   
 $52,000 - 10,000 = 42,000$   
 $42,000 / 100,000 = 0.42$   
 $0.42 \times 100,000 = 42,000$   
 $42,000 - 10,000 = 32,000$   
 $32,000 / 100,000 = 0.32$   
 $0.32 \times 100,000 = 32,000$   
 $32,000 - 10,000 = 22,000$   
 $22,000 / 100,000 = 0.22$   
 $0.22 \times 100,000 = 22,000$   
 $22,000 - 10,000 = 12,000$   
 $12,000 / 100,000 = 0.12$   
 $0.12 \times 100,000 = 12,000$   
 $12,000 - 10,000 = 2,000$   
 $2,000 / 100,000 = 0.02$   
 $0.02 \times 100,000 = 2,000$

送金方法は東京銀行横浜支店を受取人とした米貨送金

小切手を此申込書に添へて弊社へ送て下さい

此送金は日本に於ける公定送金手数料として一件に付

百圓を申受けます

東銀ギフトチエツキ「贈答用小切手」のサービスを御  
 利用下さい 御送金の内容を御知らせ下されば弊社に  
 て適宜御用向にふさはしい意匠のカードを選定して送  
 金小切手に添へて御送り申上ます 受取人は此カード  
 を貴方より送金を受けた記念として保存する事と成ま  
 す 表側の申込書送金理由欄に記載した該當事項を○  
 印で囲んで下さい

Simple way of making a remittance is to send to  
 the Yokohama Branch Office, U. S. (Dollar) Check or  
 Demand Draft, payable to our order (say to The  
 Bank of Tokyo, Ltd., Yokohama), together with this  
 Application form.

In abiding with your instructions, we will  
 charge a nominal (minimum) fee of ¥100.00 for  
 each Remittance.

Our GIFT CHECK (defined as a gift to some-  
 one) is available, and we would urge you to facilitate  
 upon this SERVICE. At your suggestions, our  
 Yokohama Office will do whatever is expedient to  
 one's desire. Your GIFT CHECK will be sent, encl-  
 osed in a BEAUTIFUL, DESIGNED FOLDER, suit-  
 able for all occasions.

The Beneficiary will keep this BEAUTIFUL  
 FOLDER as a REMEMBRANCE, a memento of your  
 Remittance.

# The Bank of Tokyo, Ltd.

No. 60, 5-chome, Minaminakadori,  
Nakaku, YOKOHAMA.

## REMITTANCE

Date \_\_\_\_\_

### 郷里送金申込書

店長席	關係課	起票課

送金 #	米貨送金額 Amount U. S. \$		
Beneficiary 受取人姓名	(邦字にて) 市 府 縣 區 町 郡 大字 番地 村		
Address			
住所			
Remitter 差出人姓名	(邦字及英字) (英字にて)		
Address			
住所			

金額現金収納振替判

送金理由 御年玉、クリスマス、御中元、入學、進級、卒業、結婚、出産、香奠、其他  
 Remittance felicitations: Oseibo, Christmas, Obon, Graduation & Promotion, Marriage, Birth, Orbituary, etc.  
 Be sure to check the desired word to denote your felicitation.

Note: Please write within this line.  
御注意 太線内各欄に御記入下さい

Please do not write on this side.  
細線内各欄は御記入の要はありません

東京銀行  
發第  
740  
號

株式會社 東京銀行橫濱支店

地番六十丁目五通南區中濱市

昭和 年 月 日

昭和二十六年四月十日

歐文電信宛名略字 TOHANK  
和文電信宛名略字 トウバンク

振替口座東京 二二二二二

電話 本局②三、一三一  
代表番號 本局②三、一三一

池田貫之殿  
235 7th Street Oakland Calif.

株式會社 東京銀行橫濱支店  
預金課



拜復 貴殿益々御清祥の趣御同慶の至りに存じます。  
扱去る三月廿九日附貴翰を以て舊橫濱正金銀行預金、圓弗交換比  
率、郷里送金手数料等に關し御照會に接し委細正に拜誦致しました  
御尋ね下さいました諸點に就き左記の如く御回報申し上げますから  
貴地の皆様にも宜敷御伝達下さる様御願ひ申し上げます。  
一 新舊勘定に就て

一九四六年即ち終戦の翌年に戦時中及戦后極度に混乱し危陥に  
頻した日本の經濟を安定させ、經濟復興の基礎を作る爲の緊急  
非常手段として執られた日本政府の應急措置であり日本國內銀  
行預金を新勘定と舊勘定とに分割し、各銀行の舊債權債務の整



東京銀行支店

東京市本町二丁目

Main body of the document, likely a ledger or account book, with a large rectangular border and faint, illegible text inside.

東京銀行支店  
現金

Vertical text on the left margin, possibly a date or reference number.



株式會社

# 東京銀行橫濱支店

地番六十丁目五通仲南區市濱橫

昭和 年 月 日

歐文電信宛名略字 J. OHYAMA  
和文電信宛名略字 トウバンク

振替口座橫濱  
振替口座東京 二二二二一

電話番號 本局の三、一三一  
代表番號 本局の三、一三一

理に當てられたものであります。

従つて一九四六年以後に出來た預金に就いては全く無關係のも  
のにて又將來此の種の預金封鎖措置が行はれる事は絶対に考へ  
られません。

亦現在海外居住者の預金は非居住者預金として一々大蔵省に報  
告せられて居り、戦争初發其の他の際にも當然保護優偶措置が  
講ぜられる事が豫想せられますので、今後の預金に就いては新  
舊勘定分離等のことに關する心配は全くありません。

## 二 日本圓と米國弗との交換比率に就て

現在日本に於ては外國爲替の管理が行はれて居り、外國爲替管  
理法に依つて、大蔵大臣が單一の基準外國爲替相場を決定する  
事に定められて居ります。

又外國爲替取引に於ける賣相場買相場並に手数料に就ても外國  
爲替管理委員會が單一の相場を決定し、此の公定相場或は手数料  
以外の交換比率を以て取引を行つた場合には罰せられる事にな  
つて居ります。

海外から送金して預金を開設する場合或は郷里に送金する場合

株式會社

# 東京銀行橫濱支店

地番六十丁目五通仲南區市濱橫

昭和 年 月 日

歐文電信宛名略字 TOYAMA  
和文電信宛名略字 トウパンク

振替口座橫濱  
振替口座東京 二二二二二

電話  
代表番號 本局〇三、一三一  
本局〇三、一三一

等は何れも前述の外國爲替取引と見做されることは明かにて、公定の買取相場（銀行が顧客から米貨弗表示の小切手を買取り圓貨を拂ふ場合の交換相場）は US \$1.00 : ¥358.45 となつて居ります。従つて個人或は商社で右の一弗對三五八圓四五錢以外の交換比率を以て交換する者があるとなれば當局に發見され次第取引双方共罰せられる事になりますので甚だ危険な取引を行ふ事になります。

當店に於て御取扱ひ致して居ります海外預送金は總て正當な手續を以て圓貨に換算し、外貨（弗）送金に依つた非居住者の預金或は送金である事の記録も保管せられます爲に將來圓貨預金を弗を以て御拂戻す必要が生じた場合等優先的措置が構せられる事が出来ませんが不法な方法に依つて、圓貨に換算せられたものに就いては全然保證の限りではありません。

### 三 送金手数料に就て

日本の國內各銀行に於て送金爲替を組む際の手數料は送金金額五千圓未満、五拾圓、五千圓以上百圓となつて居ります。然し乍ら海外の皆様よりの郷里送金を取扱ふ際には送金小切手

株式會社 東京銀行橫濱支店

横濱市中區南仲通五丁目六十番地

昭和 年 月 日

歐文電信宛名略字 TOHANK  
和文電信宛名略字 トウバンク

振替口座横濱 一  
振替口座東京 二二二二一

電話 本局〇三、二三一  
番號  
代表 本局②三、二三一

を送金受取人宛に、書留郵便を以て御送り致しますので書留郵便料金參拾八圓及び送金小切手は東京銀行特有の贈答用小切手（ギフトチエツク）として御送り致しますので此の代金參拾圓がかかり實際の費用は合計最底金百拾八圓也となります。御承知の如く、海外よりの郷里送金は一件五千圓以上のものについて、總て一件につき手数料百圓のみを以て特別のサービスを致して居ります次第にて此の點貴地よりの送金希望者に御伝達下さい。

尙此の贈答用小切手は、御用向によつて各種のものを準備して居り、玆許御同封申上げた如く美麗な表紙を附し皆様から非常な御好評を戴いて居ります。従つて御送金を御用命の際には必ず用向きを御申添へ下さる様御伝へ下さい。

以上申述べました他海外の送金人或は送金取次人宛には當店より内地の受取人に送金爲替を取組んだ旨の御報告を致して居り總て確實迅速を期して、日夜努力致して居りますから何卒御安心を以て内地圓預金、郷里送金等には是非當店を御利用下さる様御願ひ致します。

敬具

日米時事住所録申込用紙

(英字は成るべくタイプライターにて願ひます)

姓  
日本  
名字

姓  
英  
名字

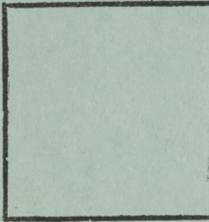
住  
所

(英字)

電  
話  
(英字)

**JAPAN**

Stamp of issuing office.



**Post Office Department**

**THIRD ASSISTANT POSTMASTER GENERAL  
DIVISION OF MONEY ORDERS**

Advice sent through the Exchange Office at

U. S. MONEY

No. ----- Amount, \$-----

No. ----- Amount, \$-----

(Space above this line is for the Postmaster's record, to be filled in by him.)

日本宛為替用紙

Application  
for

**International Money Order Payable in Japan**

(Spaces below to be filled in with pen and ink by the applicant, or by some person for him not connected with the Post Office.)

(If the remitter and payee are Japanese, Chinese, or Korean, Form 6083 should be attached to the advice.)

日附ヲ記入スベシ Date ----- 19--

[Date must not be omitted.]

金額

For the sum of -----

and -----

受取人姓名

Payable to -----

受取人  
住所  
ADDRESS

市町村  
Town or City, -----

番地  
No. ----- 町  
Street

区又ハ郡  
District, -----

府縣  
Province, -----

國  
Country, -----

差出人姓名

Sent by -----

[Write here the name of the Remitter.]

差出人  
住所  
ADDRESS

番地  
No. ----- 町  
Street

市町村  
Town or City, -----

州  
State of -----

(裏面ヲ見ヨベシ)

(See other side)

# JAPAN

## Fees charged for Money Orders payable in Japan

For orders from \$ 0.01 to \$ 10.00...10 cents	九 拾 弗 壹 仙	八 拾 弗 壹 仙	七 拾 弗 壹 仙	六 拾 弗 壹 仙	五 拾 弗 壹 仙	四 拾 弗 壹 仙	參 拾 弗 壹 仙	貳 拾 弗 壹 仙	拾 弗 壹 仙	壹 仙
From \$10.01 to \$ 20.00...20 cents										以上
From \$20.01 to \$ 30.00...30 cents										以上
From \$30.01 to \$ 40.00...40 cents										以上
From \$40.01 to \$ 50.00...50 cents	百	九	八	七	六	五	四	參	貳	拾
From \$50.01 to \$ 60.00...60 cents	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
From \$60.01 to \$ 70.00...70 cents	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
From \$70.01 to \$ 80.00...80 cents	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
From \$80.01 to \$ 90.00...90 cents	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
From \$90.01 to \$100.00...1 dollar	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾

日本宛爲替手数料

*Note.*—The maximum amount for which a single money order may be issued is \$100.

The full address of the payee must be given including the street and number if he resides in a city. If the payee is a soldier, the arm of the service, rank, number of the regiment and company should be stated; if payment is to be made to a married woman or widow her husband's name should be furnished as well as her maiden name.

注意—壹口、爲替ヲ送リ得ル最高金額ヲ壹百幣トス  
 但同額以上、送金ヲ爲セントスルニハ、別ノ爲替ヲ取進ムルヲ得  
 外國爲替、同一、差出人ヨリ同一、受取人ニ對シ、同日中數口モモ送金  
 受取人、住所姓名ヲ詳記スルニ、若其受取人市、居住ニトシ、町名番地  
 明記シ、單人トシ、其所属兵科官位及聯隊名ヲ明記シ、又其夫、婦人  
 品、寡婦ナルハ、其結婚前、姓名及夫、本名ヲ併記スルニ

横濱市中區南仲通五丁目六〇番地

株式會社 東京銀行横濱支店

殿

拜啓 遠く海外に在つて愈々御清榮の趣慶賀申し上げます。

海外の皆様から永年に亘り御引立いたゞきました横濱正金銀行は戦後占領軍命令により閉鎖されることとなりまして、一九四七年一月よりその國內店舗、行員及國內業務の一部を引継ぎ東京銀行として再發足致しましたところ、幸い業務は極めて順調に發展し、今日では貿易爲替その他あらゆる面で日本の代表的な銀行としての地位を確立するに至りました。これもひとえに皆様の御愛顧の賜物と感謝申し上げます。

さて戦前皆様が横濱正金銀行の海外支店を通じて同行本店に預金された海外特別定期預金の現状及び今後の處理方法につき甚だ遅ればせ乍ら次の通り御説明申し上げます。

- 一、一九四六年日本では敗戦により混亂した日本經濟を安定させ、經濟復興の基礎を作る爲の緊急非常手段として金融機關經理應急措置法及金融機關再建整備法が施行されまして、日本國內の銀行預金は各銀行共すべて預金者の申請により次の基準に従つて新勘定と舊勘定に分離されました。
- 1、新勘定(自由預金)
  - a 一口三千圓以下の預金
  - b 一口三千圓以上の預金については一名義人毎に合計して壹萬五千圓迄の金額
- 2、舊勘定(封鎖預金)
  - 一名義人毎に預金金額を合計して壹萬五千圓を超える金額

海外居住者の御預金は右の申請手續の關係上全額舊勘定となる虞がありましたので、横濱正金銀行本店では再三に亘り日本政府と折衝した結果銀行が預金者の代理人として申請することを許されたので、海外特別定期預金についても御一人名義金壹萬五千圓迄を新勘定として確保することが出来ました。

右の新勘定は正金銀行閉鎖に伴い東京銀行横濱支店に引繼がれて、正金銀行時代と同様半年毎に利息を計算して元金に加算する方法により御取扱を致して居り現在では末尾記載の通り金額も増えて居りますから御安心下さい。

この御預金は御申出がない限り今後半年毎の複利計算をつゞけて参りますから御書替になる必要はありませんが、預金金額を増額される場合、日本内地で圓貨で拂戻をうけられる場合、又は内地の御親戚、知人等に御送金になる等の場合には預金證書裏面に御届出通りの署名又は印鑑を押捺して御送附下されば當方にて一切の手續をお取計致します。

三、舊勘定となりました分は東京銀行に引繼がれることなく、閉鎖機關横濱正金銀行の債務として唯今は閉鎖機關整理委員會の手により整理中であります。その清算事務の進むに従い逐次分割支拂が行われる豫定であり、既に昨年(一九五〇年)七月から一部拂戻が開始されて居ります。

閉鎖機關整理委員會から右の拂戻を受領する爲には支拂の行われる都度代理人をたて、受取方法(日本の御親戚、知人に對する圓貨支拂或は日本の銀行へ貴殿御名義にて預金する等)を御指定になるなど煩雜な手續が必要であります。

ついでに當行は海外の皆様のお便宜をおかりする爲御手許の預金證書裏面に別紙委任狀用紙に、御預金の際お届出になつてゐる通りの署名又は印鑑を押捺してお送り下されば、東京銀行にて御預りして居る御預金の預金證書を御返送申し上げ、閉鎖機關整理委員會で整理中の部分は貴殿の代理人として今後拂戻のある都度貴殿に代つて受取り、新預金證書を作製して御送附すること、致し度く存じますから是非御利用下さる様御依頼申し上げます。

以上申し述べました通り當行は海外關係業務に關する舊横濱正金銀行以來の經驗を活用して他銀行の追隨を許さぬ萬全のサービスを準備致して居りますから今後共従前同様御利用下さる様御願申し上げます。

敬具

貴殿名義定期預金

證書番號

證書金額

東京銀行に引繼がれた預金金額

現在残高

當第

號

金

金

Handwritten calculations and notes at the top of the page, including numbers like 360, 35845, 41866, 35845, 15000, 4166, 2465, 14337, 06345, 304510, 280760, 237900, 22870, 22870, 35845, 41866, 28070, 28080, 35845, 14337, 4727337, 35845, 71690, 143380, 150849.



# 日本向送金案内

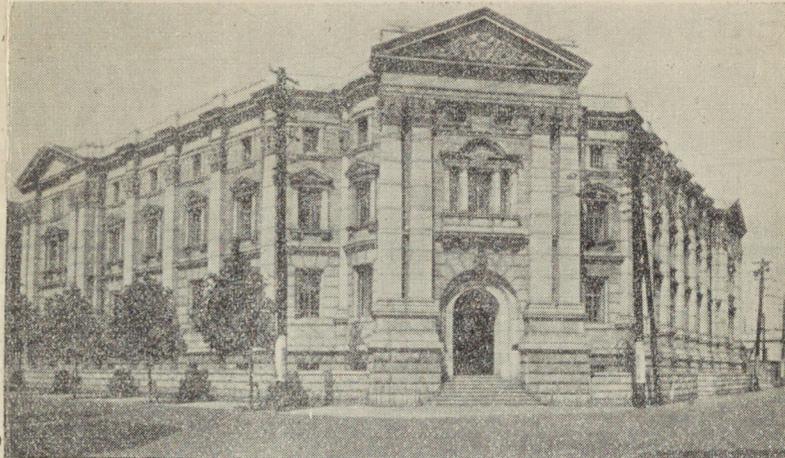
★ 預金又は郷里送金をする爲には

- 一、米貨の送金小切手を申込書と共に當店に御送り下さい。  
申込書が御手許に無い場合は、必要事項を記載した御手紙を御同封下さい。
- 二、送金小切手は「東京銀行横濱支店拂」とし、受取人名儀も同様に當「横濱支店」即ち Pay to The Bank of Tokyo, Ltd, Yokohama として御指定の上御作成頂けば最も便宜です。
- 三、併し前記送金方法が作成出来ない場合は、左記の如く御手續下さい。  
イ、送金小切手面の受取人は、東京銀行横濱支店、即ち Pay to The Bank of Tokyo, Ltd, Yokohama として下さい。  
途中の間違を防ぎ、確實に當店が受取りが出来る様に、受取人を當店に御指定願います。  
ロ、送金小切手は横濱拂又は東京拂が最も便宜ですが、紐育、桑港拂でも御取扱致します。  
横濱には「ナショナル・シチー銀行」、「バンク・オブ・アメリカ」、東京には、「チエーズ・ナショナル銀行」の支店が有りますから之等三行拂の送金小切手を御取組になるのが便宜です。
- 四、右米貨送金を受領次第、當店は公定交換比率、一米弗に付三五八圓四五錢の割合にて圓貨に換算し、「定期預金證書」又は「郷里送金取組通知書」を作成して御手許に郵送します。
- 五、當店の定期預金は一ヶ年毎に復利計算で元金に加算し、十ヶ年間書替は要りません。日本國內に於ては何時でも出せますから、母國御訪問の積立金には至極便利です。亦郷里送金にも充當出来ますから、不時の支出に備へ高利率の定期預金を御利用下さい。  
此預金は日本の外國爲替管理法に準據して、特に海外在住者の預金として政府に届け出て有ります。従て内地の預金と區別して將來特別に有利な取扱を受け得られる事に成て居ます。
- 六、現在定期預金利率は年利五分です。之は貴地の利率より遙かに高率ですから利廻りの點からも有利な圓貨定期預金に預け替へする事を御薦め致します。
- 七、日本向の預送金は必ず當横濱支店に御取組下さい。北南米からの、「エア・メール」は全部、當横濱に隣接した羽田空港に到着し、直ちに當店に送られます。當店は郵送の米貨送金小切手を、即日當地で圓貨に交換して預金證書の作成、及送金の手配を致します。日本國內の如何なる土地、例へば御郷里へ米貨送金小切手を郵送されても、結局は外銀所在地へ再度郵送して圓貨に交換せねばなりません。従て、其間の間違や郵送日數の浪費を避ける爲正金以來海外預送金の専門取扱店である、當横濱支店に御送り頂く事が最も確實で迅速であります。
- 八、郷里送金には東銀ギフトエツキ（贈答用小切手）を御利用下さい。御送金の内容を御知らせ下さいれば弊店にて適宜御用向にふさはしい美しい意匠のカードを選定して送金小切手に添へて御送り申し上げます。受取人は此カードを貴方より送金を受けた記念として保存する事と成ります。
- 九、海外の預送金には専門の智識と技術が要ります。送金上のトラブルが生じた場合、外國銀行に直接交渉をしたり、長期に亘る定期預金に付て絶へず海外の預金者の利益擁護の方法を工夫して居るのは正金七十年の傳統を繼承した東京銀行の特色あるサービスです。戦後全國の銀行預金が封鎖された當時、政府に申請して北南米在住者の預金中一萬五千圓迄を舊正金預金より東銀預金に移して預金者が御歸國の場合は直に御支拂出来る様に、又何時でも郷里送金に充當出来る様に、措置して預金者の利益を擁護した事は實に當店の特色あるサービスで他の追隨出来ぬ處です。封鎖措置や預金切捨は、國家非常の場合採られた止むを得ざる手段ではありますが、信用を基礎とする金融機關として預金債務の完全な履行は道義上絶対的なものであり、當店が遠く異郷に在る預金者より絶大な信頼を受けて居るのも一つに此誠意有るサービスに懸て居るのであります。  
當横濱支店に於ては海外の預送金取扱に長年の經驗を持つ舊正金行員を皆様のサービスに専任させて居りますから絶対の御信頼を願います。

# 海外の皆様へ

Handwritten notes and illustrations:

- 35845
- 44200
- 35845
- 42000
- 41690
- 43280
- 40549
- 4000

永年に亘り海外の皆様のお愛顧を戴いて居りました**横濱正金銀行**は戦後連合軍の命令により閉鎖されましたが、其の際正金銀行の日本國內の店舗、行員及び國內資産を以つて新しく東京銀行が創立されることとなり一九四七年一月開業致しまして、以來業績は着々と發展し一昨年に至り、他行の追隨を許さぬ地歩を築き上げつつありますことは既に御存じの通りであります

當行は海外の皆様へのサービスとして在外者預金、郷里送金並に旅行小切手 (Travellers Check) 等皆様の御役に立つ業務を取扱つて居りますから何卒舊正金銀行と同様に御引立の程を御願ひ申し上げます。

一九五一年二月

東京銀行  
横浜支店

## THE BANK OF TOKYO, LTD.

No. 60, 5-Chome, Minaminaka-dori, Naka-ku, Yokohama.

To our Patrons.

### Guidance for Yen Deposit and Remittance to Japan.

#### Methods is simple

Just send us a U. S. Dollar Bank Check or Draft, together with the application. If the proper application form is not at hand, please write the necessary matters and enclose it in your letter. To make sure that the Check or Draft is in our favor, namely, (Pay to the order of The Bank of Tokyo, Ltd. Yokohama). This is a precaution to prevent an error or delay during enroute.

#### Banking Facilities

Foreign Banks located at YOKOHAMA.

The National City Bank of New York  
Bank of America, N. T. & S. A.

Foreign Banks located at TOKYO

The Chase National Bank of the City of New York  
Bank of America, N. T. & S. A.

Checks or Drafts drawn and payable on the above described Banks are especially convenient. We do accept, also Checks or Drafts payable at San Francisco or New York.

Upon receipt of your U. S. Dollar remittance, we will immediately compute at the Official Exchange Rate (Say \$ 1.00 @ 358.45) into Yen, and in return, we will send you Yen Deposit Certificate or a Remittance Receipt, accordingly to your instructions.

#### Interest

This Certificate bears interest at 5% p. a., calculated annually at compound interest and added to the principal. Our rate of interest is high, compared with your Locality, and we assure you, that the rate of interest will increase and not decrease.

#### Renewal

Renewal of said Deposit Certificate is not necessary for the period of ten (10) years. If need is imperative, withdrawal is permitted.

#### Non-Resident Deposits

At our discretion, this unique type of Deposit was arranged only for the convenience of the Oversea Residents. Pertinent to the regulations of the Foreign Exchange Control, we have duly notified and submitted to (Okura-Sho) Finance Minister, the above described deposit. In the future, it is our earnest desire to handle non-resident deposits, exclusively, and apart from the other deposits.

#### Benefit

Upon your visit to the Mother Country, the accumulated savings is exceedingly convenient for your personal use. On the other hand, should you desire to give partial or full amount from this deposit to your relatives or friends, just send us the Deposit Certificate, duly signed, together with your instructions.

#### Thrift

We wish to take this opportunity, to encourage you to be Thrifty. To Save means Success. Success leads to Happiness. Happiness offers Golden Opportunity. Save for Better Home and to enjoy Life.

We are always at your Service. Should you desire any information relative to the above, please do not hesitate to call or write to us.

Phone ANgelus 5580

HIGASHI HONGWANJI TEMPLE

118 North Mott Street, Los Angeles 33, Calif.

東本願寺羅府別院



Mr. K. Ikeda

235 17<sup>th</sup> St.,

Oakland, Calif.



UNITED STATES POSTAGE  
SAVE THE EASY WAY  
BUY U.S. BONDS ON  
PAYROLL SAVINGS 2

Mr. K. Ikeda

235 — 7<sup>th</sup> St.

Oakland, Calif.

京都市烏丸七條  
東本願寺

HIGASHI HONGWANJI  
KARASUMARU, SHICHIJO  
KYOTO, JAPAN

即啓 この度アメリカを訪ねて各地を  
 巡り各地を歩きまわった事は思ひの外  
 ぬり懇話と云ふし深く感佩して居  
 りまは おかげさまで予定の通り巡礼の  
 旅とついでに、去る二十一日(金)事  
 帰朝段になりました 短時間の間にも重々た  
 見聞をたらしまされたが 教へるところは新  
 ならず 佛教に世界にもよく貢献に就  
 てる事と考慮せられたこと喜んで居  
 ます 貴方に於けるも 殊に建築に打  
 刺す精進のほどと念じます 不取敢寸  
 禱としてお禮申し上げます

昭和二十一年十一月廿五日

大谷光暢

大谷智子

瀧合権

福永信伝

池田貝道様



東京  
銀行  
積定  
發第  
三三  
八號

昭和二十八年八月十八日

419 West 121st Street,  
New York City 27, N.Y.

池田美栄子 殿

横浜市西区宮崎町五八東銀ビル内

辻直

介

拝啓 ますます御元氣のこととお慶び申上げます。

陳者東京銀行紐育支店經由同行横浜支店宛御指図ありました定期預  
金証書の元金の中、拾萬円は同行横浜支店に於て北海道余市町字山  
~~磯~~猪俣タツ殿宛送金致し、残額並に利息については新定期預金証書  
に書替を受け小生が貴殿友人として代理受領の上同封御送附申上げ  
ましたからお受取り下さい。  
尚猪俣タツ殿へは横浜支店より送金受領の上は貴殿宛御知らせする  
よう御連絡申し上げます。

敬具



HIGASHI HONGWANJI TEMPLE

東本願寺羅府別院

118 N. MOTT ST., LOS ANGELES 33, CALIF.

PHONE ANGELUS 5580

印 啓  
「おの宿願と名徳」  
特に「五福」に  
寄る

「おの宿願と名徳」  
（よ末）

「おの宿願と名徳」  
一部「おの宿願と名徳」  
「おの宿願と名徳」

上  
十  
六  
日

山  
白  
雲  
道  
柳

弘  
金  
唯

上  
十  
六  
日

司婚ノ辭

明治四十年十月二十一日新夫増田寅三郎士  
新婦永松國子女ノ婚儀ヲ

佛陀ノ尊前ニ與手行スルニ方リ西者ニ

誓言ト言シ求ム

新夫増田寅三郎士ニ告ク

敬ニ伴フヲ愛ヲ以テ能ク夫タル本分ヲ

盡クシ終世ノ苦樂ヲ共ニセシテ誓言言

セラルベシ

新婦永松國子女ニ告ク

愛ニ伴フヲ敬ヲ以テ能ク妻タル本分ヲ

盡クシ終世ノ苦樂ヲ共ニセシテ誓言言

セラルベシ

茲ニ西者ノ誓言言ヲ得テ一堂未嘗ノ

諸兄弟ト共ニ圓滿ナル婚儀成立ヲ認メ

深ク佛祖ノ恩徳ヲ謝ス

冀クハ佛天ノ冥助永シヘニ新夫妻ノ

上ニ在リシコトヲ虔ニテ白ス

讀池田母吳道先生箸書  
第一卷

覃患檻車編亂離  
立言唱義體天儀  
楚囚豎節論秦史  
莫記陣雲王道壘

山口臥年

6549 10/24

第三卷

日本戦軍 裏面史 (戦時下日本人と)

本國の内幕) またしかに受取りよるた

大変愉快にして興味深い大記録

として痛快に讀ましてもらふべき

右の御著の代償として郵送したし

還きよるから御受取り下さる

小生新住所に移轉致しよるたから

新住所もついでに御通紙申しよる

こちらに御出いの節は御たち寄りに

下さるやうに

大月 浩吉 ニ 送

881 ELGIN ST,

SAN LORENZO. CAL

第ニ編。日米と年二つに在りし如  
く、立草々に在りて、珞同様に可なりと心を

刺す也りのあります。之は美玉  
に在る者の内にて作られ、右子丁、歎久

内にて一番意美あり、詠也ク

心にて針を刺すは、上條にて詠也ク

如く感せりれり。如く、未

可いと思はせ人の新條の感也

可いと思はせ。

上は可い何れも、持て詠也ク

條にて詠也ク。五水にて詠也ク

れは草は、如く一にて詠也ク

如く詠也ク。如く。

之は、美玉と在る人の詠也ク

如く、日本の人と在りて、此也

如く、美玉の持て見せたりと

思ひます。日米の出版に

河を懐ありて、如く也

如く、此の際、早川方面の詠

也。如く、思ひます。

余の言を書き出さうと思ふ

の、ゆし 大志の所を後継ぐ 大作

と世の中の人達に見せようと思ふ

致意の点から大志の著書に

これに傍せようと思ふ。又勿論

これに就き、世の中より即ち版

権は取りつゝ大志にこれより

を奪ひ取るわけだ。

〜

情に無理をしてたんだからさ、い

出さうとする迄、何にせよは馬鹿な

しに居るさ。

〜

大志、書きたるに、此の端に、つゝ、

愚痴を述べたに、拙いながら、

ます、<sup>抑</sup> 是れが、<sup>い</sup> 所 <sup>の</sup> 事 <sup>だ</sup>。

お知りませぬ、<sup>い</sup> 何 <sup>も</sup> 御 <sup>に</sup> 成 <sup>り</sup> ませぬ。

〜

〜

田中先生





JIRO OYAMA

2219 South 4th East Street

Salt Lake City, Utah

Phone 7-7418

千九百 年 月 日

拜啓

昨日も書取の書齋に於て新書に於て中々  
金五郎の作風に於て何れも神代位に何の役  
も立たざりし生の近世に於ては可なり宜しく  
と申す

近々書取の作風に於て何れも神代位に何の役  
も立たざりし生の近世に於ては可なり宜しく  
と申す。今頃の終に於ては小説の存する文あり  
よつて書き別へしあるも皆事實の真なるもの  
自前の欠点の點と誇大の書き空想的小説の  
成るなり。況を以てせば世に於ては其の真なるもの  
を以てては世に於ては其の真なるものを  
今頃の終に於ては小説の存する文あり  
よつて書き別へしあるも皆事實の真なるもの  
自前の欠点の點と誇大の書き空想的小説の  
成るなり。況を以てせば世に於ては其の真なるもの  
を以てては世に於ては其の真なるものを

大山次郎用箋

JIRO OYAMA

2219 South 4th East Street

Salt Lake City, Utah

Phone 7-7418

千九百 年 月 日

始めに値あるものをいふ事 戦勝敗より凡この

一箇由を拘束せしむるを得ざる 現を以てあるは後

日よ於て福を遺する事 遺憾を痛守るに及す

けの者と即濁るに快哉を叫ぶ者 夥くあるを信す

今や小生は 疾病のなまぬりとも片ひす 多し

ふ、少く他派は 然あるがう 今と此は 必然なる

べも 可く 濁る者と 其れたらの 子 夫れすらも 事ある

ま 憾なくす

ふよ 益す 此 池田の 徳を 祈ふ

池田 先生

大 山 次 郎

大 山 次 郎 用 箋

# 楮寸教文

Sub specie eternitatis — Under the form of eternity --- Spinoza

池田貞道先生

一九五〇年三月廿五日

梅府にて 伸一 武

相後 高著

曰未戦争手裏面史は後世

の学者と益すること甚大とあると

信じ先生が益す御健筆を採

ひたまふやうに祈ります

一九四二年三月のイスター・日曜の朝  
モンタナ州エゾラの収容所内に建

# 楮寸教文

Sub specie eternitatis — Under the form of eternity --- Spinoza

設しましむ「十字架木」の記録  
は依りおさゝかぬ氏の書るる  
見えぬ。霊界の事情を衆  
（ある人々）は別とて先生  
の徳を筆するより後世に傳  
へ下さるは、懐み存下まされ  
右石より先生に期待あり  
ます。その詳細は他の  
内田先生がよく知つてぬ  
ます。

敬具

お見合

本日多末主人来訪、日誌の総判見本を持参され

ました。かつ清送り申上げます。このお談の結果、

五身法字のルよしとの清送り申上げます。九ポイントの組

んだ方が良いと存じます。九ポイントの方を清す

す。致しませうと申して居りました。

即ち五身法と九ポイントと二通りの見本総判を

清見に入れました。清取捨何れと

郡と村とを清見とついですが、印刷の云々には

夫れは沖に交りしのが出来上り見替りから

矢張り原稿通り郡と村とをいれり。にしたい

とついでに私見も書き加へる。五身法に書き入

り。五身法を便せんに九ポイントにしましませう。ペリヤ教の

り。天保<sup>上</sup>りくらが女<sup>上</sup>りにすませう。この

四月廿二日清送り出し。A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、

るに由りました。

お便申上げました。通りアトレスの印刷の後便

五身法便せんに清送りあるとかが、雑録と一緒の時

印刷に取らざるに、まじくイコク

印刷に取らざるに、まじくイコク

清送りがあつた。特別にアトレスの命令が清送りにあ

り。五身法をいれり。五身法に書き入

池田見上 侍史

四月廿九日

77





買物あわかい

一 女おオハコート ~~上着、下着~~

一 格付スーツ ~~上着、下着~~

一 格付フーに甲のよづろウス長袖

一 冬ウレンドレス

靴

一 名倉靴 フリレカウレヤフ

(色子ズミ無地) (サイズ14)

一 名倉草白袋茶色

一 ハーポ (洗濯と トイレ用)

一 パター (と4.5寸からカール) (入れこ下玉)

一 4.5エリートキヤンデー

一 コムドククリーム 大ニ

一 フニスバラカ (粉白粉) (色ハダ色)

口紅

一 須藤芝におおみすまの  
一 宋クレスと耳付と腕におおみ

絵型用品印に  
乃てお送り下さい。

靴の  
11月11日

11月11日の水か、11月11日に  
おねがひ有。

松代屋

陷ルキヲ保シ難候道善  
 御徳澤沐浴致し居り候ハ一  
 視傍觀スルニ忍ヒ難ク自ラ  
 其臺下ノ御明裁ヲ仰キ度候  
 正當ノ手續ヲ終了請願致候  
 宗ノ涙ヲ誘込トシテ衣襟ヲ  
 候終ニ爰ニ御尊嚴ヲ冒シ奉  
 不堪候敬白

猶道善ノ申上ケント欲スル  
 有之具リ世人ノ批評ハ日本  
 陽善ノ諸雜誌ニ有之候ハ  
 御高覧ヲ仰度候

真宗大谷派末寺米南第十九番祖  
 専敬寺家徒池田仙之助事

明治廿年三月一日  
 釋 貫道

公見ノ為大旨  
 中至在 常葉良  
 ノ外ニテ 既帰ス  
 ト、ナリシニ 生  
 等々を 云々  
 云々  
 云々  
 加算カ

此書ハ本山及華ノ發行違キテ致息シ前ニ所由湯作シラセ由情カセ  
 ト欲スレバニ而面湯ナリシヲシテノ意ヲ果シ之他々至々遺傳存再ニ發行  
 歎カセント致スレバ正當ノ手續ヲ終了シ候ニ付  
 中ニ御明裁ヲ仰キ度候  
 其臺下ノ御明裁ヲ仰キ度候  
 正當ノ手續ヲ終了請願致候  
 宗ノ涙ヲ誘込トシテ衣襟ヲ濕シ憂宗ノ涙ヲ拭シ難ク  
 候終ニ爰ニ御尊嚴ヲ冒シ奉リ誠惶誠懼ノ至リ  
 不堪候敬白

其仲間より而カモ各々其目的トスル一派ノ安危存亡ノ管見未ナ  
ク候間 皇下希クバ此際深ク内外ノ狀勢ヲ照シ万務公  
論ニ交スルノ原則ニ基キ賜ヒ一刀ノ下ニ御英断アラセラル革  
新ノ輿論ヲ御採納アラセラル速ニ御実行遊サレ候ヘ特サレ  
消スルニ至ントスル大谷ノ法灯赫々トシテ再ヒ日月ト其光ヲ多ク  
ニ照ラシ道善ノ信シテ疑ハサル也ニ候然ル明治廿年二月十八日ヲ  
以テ諸國上京委員及ヒ主唱者等二百余人ヘ一同御面謁  
仰セ付ラレテ請願書御受理遊ハサレタル趣キ聞キ及ヒ一同喜悅  
罷在候処未ク御採可御実行遊サレタル趣キ不申候而シテ  
此等上京委員悉ク一國若クハ一縣少クモ一團體ヲ代表セシモ

ノニ御坐候ニ方一請願ノ趣旨御採可御実行無之候節  
ニ復退生致シ不申ト改心シテ皆深ク期スル也ヤルモ、如ク自ラ  
最後ノ改心ニ至リ英氣凜々トシテ當ニカサレノ有様候若シ  
御採可御実行遊ハサレテ革新ノ目的達シ難ク候ヘハ斯  
レ世人ノ嘲笑ヲ受ルル本山ノ下ニ至リ忍ビスル方止リ得ズ此等數  
万人清願人ヲ始メ悉ク脱派ヲ勸メ合ヒ清潔ナル本山ノ下ニテ  
宗祖ノ御崇教ヲ信シ奉シテ致スル難斗候間 今圓ハ特  
別ノ恩召ラシテ彼不正不徳ノ役負者ノ御申達ヲ待  
ミ至リテ速ニ御実行遊ハサレ度若シ今シテ此ノ御英  
断無之候ヘバ百年ノ大計今クあり候ヘテ測ラサル不憚ニ

ラハ一派ノ隆盛ヲ企圖スル一甚々艱難ノ一ト奉存候然ル  
ニ當路者ハ自己ノ采利ヲ貪リ其権勢ヲ弄セカ為メ之等ノ  
一ヲ見聞スルモ敢テ顧ル一ナリ人々之ヲ詰責致シ候ハ罪ヲ  
臺下ニ歸シ奉リ忠言上申スルニ御採御ナキヲ如何セント只己レ獨  
リ其責ヲ避ケント致シ居リ候而シテ之等ノ一悉クニ 臺下ノ  
関知シ玉フ処ニ無之候ヘドモ當路者タルモ其責ヲ明ニ致シ不申  
候間局外ノモノニ之ヲ 臺下ニ歸シ奉リ示止リ得ラル一ニ候  
嗚呼如何當路者ノ失政ヨリ内訌ノ生セシ一一再ニ無之内訌  
尚恐スレ候ヘトモ外門末ノ疲弊ヲ来シ一派ノ信御ハ之カ  
為ニ職救モ本山ノ信用ハ之カ為ニ地ヲ拂ヒ候ニ幸リテハ悠悠々看  
過スニキ秋ニ盡之ト存シ候爰ヲ以テ愛山真愛宗ノ廢道ノ士内ニ  
アリテ鞠躬力及シ忠言致シ候モ頑然闔入不申候間無  
棟有為ノ士断然袂ヲ拂ヒ去ケテ白川村ニ根柢ヲ固メ候ヘテ敢  
兎時言ハレ雜誌ヲ發刊シ以テ之ヲ社會ニ訴ヘ候ハ全國ノ門  
末奉テ之ニ賛成シ一派ノ弊政ヲ刷新シ大ニ面目ヲ改メント致  
シ居候処當路者大狼狽シ之ヲ壓倒セシカ者ニ亦頻リニ妖僧  
ヲ地方ニ送りノ負債ニ負債ヲ童子ヲ慢然其職ヲ去リ不申  
候如ク兄弟孱弱ヲ閱リ多ク候テハ今日サ弱ナル本山ノ信  
用ト因致セル門末ノ財力トハ如何ニシテハ大負債多償  
却致スヘノ候ヤ若シ此依ニシテ放擲致シ候ハ數年ヲ出スレテ



誠惶誠懼謹言  
大法主臺下ニ白ス 道善 前ニ學子年ノ本分ヲ願ミテ

真言書ヲ發刊致シ候ハ實ニ方止ヲ得サルノ事情有之候蓋シ

宗教ノ命脈活動ハ信仰ニ依リ信仰ハ完全ナル布教ヨリ起リ

布教ハ圓滿ナル勸學ニ基因スルヤ被存候然レハ教學ニ途

盡否ハ宗門ノ盛衰存亡ニ大關係有之候然レハ今吾大谷派ノ

教學ニ途ノ如何ヲ願ヒ布教ノ策ヲ舉ラス勸學ノ効奏セ

ズ刺ヘ現當路者ハ自己ノ權勢榮利ヲ貪リ申候ヘテ猥リ

不急ノ支ヲ起シ無要ノ浪費ヲ之カ為ニ増シ之ニ依リテ財政ノ

■艱難ヲ生シ頻リ妖僧ヲ地方派シ名ヲ教學ニ借リテ致々

汲々勸學之勉メ門末ノ財政ヲ涸竭シ盡サント致シ居リ候

間門信徒ノ信仰之レカ為ニ地ヲ拂ヒ既ニ勸學ノアル間ハ改

宗轉瓜セント申シ異モノ其教ヲ知り不申候 尚ホ宗教ノ要

素タル信仰ハ 臺下ノ御威徳ノ如何ニ関スル重大ノ事ニ候

然レハ近來新聞雜誌ニ恐レヨリモ 臺下ノ御威徳ヲ傷メ

ルヲ甚シク苛メ大谷流ヲ瀆シ奉ルヲ、恐バントシテ恐ブ能ハ

ルヲ有之候固ヨリ新聞雜誌ノ如キハ信用スルニ足リ不申候

トモ設令之シテ無根ノ浮説流言ト致シ候モ抑モ内事ノ

肅齋ハ布教ノ根本勸學ノ根元ニ候ハ其齋同否ニテ

テハ信仰ノ冷熱大法ノ汚清ニ関スル重大ノ一ニ候ハ世人ヲシ

テ如ク風説ヲナサシメ一旦 臺下ノ御尊嚴ヲ欠キ申シ候





大いにお待たし又感謝せねばならぬと思ひます

昔年ほど近來稀お暖冬りそ雪の多し、越後地不毛

積雪僅か一、二尺程反り少同地りも自勤事か週り

あまや居振の雪もまだ一尺もり一世人一昨午の曇り日は

雪の多い向かると雪崩の恐れ大に控へて行理にはおま

弱りもした会糧手持も昨午は雪にお豊作下大の緩和

されました近頃江部会には雪深りあるのみ全程お冷

出廻り之れとの予りすお是とあらは際限もあま世人の物に

新共田庄おにけりもすと会糧おけは先分頂つて取ります

衣類は一着欠乏しとあまや綿製のおおと消耗しとあまや出

るす  
家族の近況を申しおすと又は古くあつて早七午にあらま

母は方十二才りありますお大いん丈夫に新時中辛事、ちの得

はして今も法西女の手持としてあらまます 東都に

居るお叔母の日記一 弟は一昨午より新得、叔母の古袋に

院代之務のて所より新時より後修りたりとわらるる  
山生おけ下法務よりそ修り長男は早生れ七才下  
断く今考より小學校に文學しすは學校より三割下  
中學校迄は家可同農出来、村におり、古の大田に教師  
中より授金有り、先立より修りせし長女は三才。進生と進  
（進生といふもキロの坊にす小家中の愛嬌者ありとわらるる  
家内は今適るお女中、のあら為に台所、仕事は一人引取り  
て修りしす）土地の開放は自作の田畑も耕作せお、おらるる  
地方の地主は皆耕作と修りしす、家畜の飼育殊に酪農也  
修りしにあそ果より、た少年もあき、収入を得て修りしす  
狭く土地と如何に利用する、今格、問題とす、此は日と  
指導の修りしと思ふ、おらるる何とあるも、此は健康の修りし  
修りし之修りしは、おらるる、日食、再建も修りし、生計の

謹賀新正

俟セテ旧恩ヲ拝謝シ貴家ノ御清福ヲ祈ル

千九百五十一年元旦

布哇

今井豊治

八十三才

池田貞道先生殿

妻

キイ  
八十才

年末妻大手術等多用コト重キリ年独之状及申上ルコトモ萬  
 事延引仕リマシタム段御海容願上マヌ幸ニ全快壯健体ト  
 ナリマシタラウ安心致シマシク而シテ本年ハ我々ノ記念十周年  
 ヲ迎ヘマシタカ私トシテハ結婚シテ四十年一家蕃族ハ五十人ニ近  
 ク日米布トニテ所ニ介シテ居リマヌ古物トシテハ七十年前  
 教員ノ卵トナリ十四ヶ年勤務辞シテ敬愛寮田中入りテ五十七  
 年辞シテ布哇ニ来リ五十三ヶ年目オウラア製糖會社創立當時  
 時雇人ノ始メテ一書ノ番子ヲ得<sup>即ちキイ</sup>又<sup>即ちキイ</sup>貞道<sup>即ちキイ</sup>當在<sup>即ちキイ</sup>等ヲシテ中途日  
 本語學校本願寺附属トリシモノ<sup>第一</sup>代ノ校長兼教員也  
 ハ四十九年前物會ニ應マシカニ蕃族多クキト古物ニ大抵  
 ノ人ニハ遜色ナキヲ誇トスん丈ニモ昔々老益マ壯健体トナリ  
 持病を輕クナリテ今ヲ迎ヘタル又<sup>即ちキイ</sup>貞道<sup>即ちキイ</sup>居<sup>即ちキイ</sup>次<sup>即ちキイ</sup>子<sup>即ちキイ</sup>ア<sup>即ちキイ</sup>リ<sup>即ちキイ</sup>コ<sup>即ちキイ</sup>ス<sup>即ちキイ</sup>自  
 カコトヲ先ニ申シタルアリヤシクお中々<sup>即ちキイ</sup>敬<sup>即ちキイ</sup>賀<sup>即ちキイ</sup>健<sup>即ちキイ</sup>勝<sup>即ちキイ</sup>ハ<sup>即ちキイ</sup>洗<sup>即ちキイ</sup>力  
 ノ段目出度限リ祝シ申上マヌ儀也<sup>即ちキイ</sup>申<sup>即ちキイ</sup>上<sup>即ちキイ</sup>マ<sup>即ちキイ</sup>ス<sup>即ちキイ</sup>が

先ず申上ルハ御著書六冊ノ賣物正ニ取マシタケル申  
 上マシタ通リ余リ多クハ不可能ト存ジマスガ追々ト運動致  
 シマスヨウ氣長ニ思ハテ願上マス所ニテ三冊五拾仙ノ強約直  
 ニテ賣リ其内特別ニ割ラシ生ニ下サントコト御厚子立思ニ對シ  
 精々努メラシマスホ何カノ老物ニテヒ口市ノ山物ニモ八九哩

アリマスヨウ 機敏ノコトハ出来マセテ追々ト成績申上マスニ

口市推本某店ノ依託販賣ヲ依頼シマシタ生之毎

訪問ニ付 書リマシタカウニ冊代ノ割 書其ハ拾仙ノ頂

中五冊ノ拾仙郵便券ヲ以テ御送ル申上マスカニ回御

送金ノ節又御送本取ノマスガ決テ不都合ノコトハ致シ

マセシテ御安心ノ上 氣長ニ致シ成績ノニツキコトハ御

許シ下サシ毎御致申上マス別送ニトシ英字印刷

物ハ心見人ノ方配シテアリマス事求ムルニ御注意申サマス

ビレヨフノ銀行支店ノ千工ツキハ送金ニ都合宜イカテシ

ハニ再建社ニテハ 教科ヲ要スル外 概々面倒ニ付お

替カ正金ニセヨトノ御事 貴方ハ千工ツキニ御注意申

